# 平成23年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。この申告書け、 控除対象配偶者や扶養額族に該当する人がいたい人も提出する必要があります。

| この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。 | この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。





所轄税務署長等	給与の支払者 の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名				(1)	世帯主の氏名	配偶者の無	従たる給与についての扶養控除 等申告書の提出
税務署長		生年月日	明:本昭:平	年	月	目	あなたとの続柄		(提出している場合) には、○印を付け てください。
市区町村長	給与の支払者 の所在地(住所)	あなたの住所 又 は 居 所	(郵便番号	-	)			州・無	(((,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

		区分等	氏	名	あなたとの 続 柄	生 年 月	日	老人控除対象配偶者 又は老人扶養親族 (昭17.1.1以前生)	特定扶養親族 (昭64.1.2生) 平 5.1.1生)	住	所	又	は居	所	平成23年中の 所得の見積額	異動月日及び事由 (平成23年中に異動があった) 場合に記載してください。)
_	A	控除対象 配 偶 者				明·大 昭·平	•								円	
主たる給与			1			明·大 昭·平		同居・その他								
給		控 除 対 象	2			明·大 昭·平	•	同 居 · その他 老親等 · その他								
か	В	扶 養 親 族 (16 歳 以 上)	3			明·大 昭·平	•	同居・その他 老親等・								
ら控除を受け		(平8.1.1以前生)	4				•	同 居 · その他 老親等 · その他								
			5			明·大 昭·平	•	同居・その他 老親等・								
		障害者、寡婦、寡 夫又は勤労学生 右の該当する番 号及び((())内に は該当り教を記 別族の人数を記 してください。	1 障害者	区分 該当	本 人	控除対象 配 偶 者	扶	養親族 2 第		左記の内	羽容(こ)	の欄の いての	記載に当た。 ご注意」の(	っては、裏面の「3 ②をお読みくださv	3 記載に	異動月日及び事由 (平成23年中に異動があった) 場合に記載してください。)
る				一般の障害	首		(	3 特 4 第	特別の寡婦 乗 夫							(場合に記載してください。)
				特別障害	皆		(	5	为 学 生							
		入してください。		同居特別障害	首		(	λ)								
		他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等	氏	名ある	なたとの /	生 年 月 日			主 所 又 に	は居所			異動月日 及び事由	<u>控</u> 除 氏 名	を 受 け る <sup>あなた</sup> 続柄	他の所得者       住所又は居所
D						·大 ·平 • •									2 33.55114	
	•				明昭	·大 ·平 • •										

- ◎ この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」等は、平成22年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。
- ◎ 「主たる給与 とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与 とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
- ◎ 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」欄に○印を付けてください。
- ◎ 控除対象扶養親族が老人扶養親族に該当する場合には、その老人扶養親族が同居老親等に該当するときは同欄の「同居老親等」の文字を、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」の文字を○で囲んでください。また、控除対象扶養親族が特定扶養親族に該当する場合には、「特定扶養親族」欄に○印を付けてください。
- この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意 | 等をお読みください。

# ○住民税に関する事項

/住民税に\	氏 名 あなたとの 続 柄	生年月日	住所又は居所	平成23年中の 所得の見積額	異動月日及び事由	(平成23年中に異動があった) 場合に記載してください。)
│ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │	1	平 • •				
扶養親族	2	本 •				
(平8.1.2以後生)	3	平				

<sup>◎ 「16</sup>歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている 給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

### 1 申告についてのご注意

- (1) この申告書は、平成23年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。
- (2) この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動後の内容に補正してください。
- (3) 年の中途で就職した人で前職のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年の中途で従たる給与を主たる給与に変更した人は、変更前の主たる給与の支払者から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。
- (4) 2 か所以上から給与の支払を受け、1 か所から受ける給与だけでは配偶者控除や扶養控除、障害者等の控除の全額が控除しきれない場合には、控除対象配偶者や控除対象扶養親族を分けて他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出することができます。

# 2 控除対象配偶者、扶養親族等の範囲

①控除対象配偶者	所得者(この申告書を提出する人をいいます。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、平成23年中の所得の見積額が38万円以下の人
②老人控除対象 配偶者	①の控除対象配偶者のうち、年齢 70 歳以上の人(昭和 17 年 1 月 1 日以前に生まれた人)
③扶 養 親 族	所得者と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、平成23年中の所得の見積額が38万円以下の人
4 控除対象扶養親族	③の扶養親族のうち、年齢 16 歳以上の人(平成8年1月1日以前に生まれた人)
⑤特定扶養親族	④の控除対象扶養親族のうち、年齢 19 歳以上 23 歳未満の人(昭和 64 年 1 月 2 日から平成 5 年 1 月 1 日までの間に生まれた人)
⑥老人扶養親族	④の控除対象扶養親族のうち、年齢 70 歳以上の人(昭和 17 年 1 月 1 日以前に生まれた人)
①同居老親等	⑥の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその 配偶者のいずれかとの同居を常況としている人
(事者) (特別障害者)	書者になります。  日 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。  ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者になります。  ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人このうち、障害の程度が1級又は2級の人は、特別障害者になります。  ホ 戦傷病者手帳の交付を受けている人このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人は、特別障害者になります。  ヘ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人すべて特別障害者になります。
	ト 常に就床を要し、複雑な介護を要する人すべて特別障害者になります。 チ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人(昭和22年1月1日以前に生ま れた人)で、町村長や福祉事務所長からイ、ロ又はニに準ずる障害があると認定 されている人このうち、イ、ロ又はニの特別障害者と同程度の障害がある人 は、特別障害者になります。
9同居特別 障害者	控除対象配偶者又は扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、所得者、その配偶 者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人

所得者本人で、次に掲げる人
イ 次のいずれかに該当する人で、扶養親族又は生計を一にする子(他の人の控除 対象配偶者又は扶養親族とされていたり、平成23年中の所得の見積額が38万円 を超える子は除きます。)のある人
(引夫と死別した後、婚姻していない人、(印夫と離婚した後、婚姻していない人、(小)夫の生死が明らかでない人
ロ 上記イに掲げる人のほか、次のいずれかに該当する人で、平成23年中の所得の見 積額が500万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が6,888,889円以下)の人
(4)夫と死別した後、婚姻していない人、(印夫の生死が明らかでない人
⑩の寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ、平成 23 年中の所得の見積額が 500 万円以下の人
所得者本人で、次に掲げる人のうち、⑩のイの生計を一にする子があり、かつ、 平成23年中の所得の見積額が500万円以下の人
(引妻と死別した後、婚姻していない人、 印妻と離婚した後、婚姻していない人、 (小妻の生死が明らかでない人
所得者本人で、次のすべてに該当する人
イ 大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の 生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける訓練生であること。 (注)専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生については、文部科学 大臣又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の 証明書を添付してください。
ロ 自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得(以下「給 与所得等」といいます。)があること。
ハ 平成23年中の所得の見積額が65万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が130万円以下)であって、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下であること。

#### 3 記載についてのご注意

- (1) 「平成23年中の所得の見積額」欄には、収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記入してください。この場合、所得の種類が給与である場合には、収入金額から給与所得控除額(収入金額が161万9千円未満の場合には65万円(収入金額を限度とします。))を差し引いた金額が給与の所得の金額となります。 なお、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等などについては、配偶者控除や扶養控除の判定の基礎となる所得には含まれません。
- (2) 「左記の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。
  - イ 障害者 (特別障害者) ……障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度 (障害の等級など) などの障害者 (特別障害者) に該当する事実。その人が控除対象配偶者や扶養親族の場合には、併せてその人の氏名 (特別障害者に該当する人のときは同居の有無)

なお、その人が年齢 16 歳未満の扶養親族である場合には、その人の住所又は居所、生年月日、あなたとの続柄及び平成 23 年中の所得の見積額(これらは住民税に関する事項に記入するため、記入を省略できます。)

- ロ 寡婦又は寡夫……死別、離婚、生死不明の別、生計を一にする子の氏名及びその子の平成23年中の所得の見積額などの寡婦又は寡夫に該当する事実。また、2の「⑩寡婦」の口に掲げる寡婦、「⑪特別の寡婦」又は「⑫寡夫」に該当する人については、これらのほか平成23年中の所得の見積額ハ 勤労学生……学校名と入学年月日及び平成23年中の所得の種類とその見積額
- (3) あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときは、あなたの扶養親族等(控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は障害者である年齢16歳未満の扶養親族をいいます。)を他の所得者の扶養親族等としたり、また、その生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に書いてください。
- (4) 住民税に関する事項の欄には、扶養親族のうち年齢16歳未満の人(平成8年1月2日以後に生まれた人) について記載してください。